

第4編 給 与

○役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

	昭和61年4月1日規程第4号
一部改正	平成4年4月1日規程第2号
一部改正	平成5年10月1日規程第9号
一部改正	平成8年4月1日規程第4号
一部改正	平成21年4月1日規程第3号
一部改正	平成29年1月10日規程第6号
一部改正	平成31年3月20日規程第7号
一部改正	令和2年3月27日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、評議員、監事及び非常勤の委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の報酬)

第2条 会長の報酬は、月額50,000円とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が招集に応じ、会議及び研修等に参加した時は、次の各号に定める報酬（会長を除く。）及び費用弁償を支給する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職に属する地方公務員については、これを支給しない。

(1) 報酬 2,000円

(2) 費用弁償 0円

(旅費等)

第4条 役員等が業務のため町外に出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、遠賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の旅費相当とする。

(支給方法)

第5条 前条各号に規定する報酬（会長を除く。）、費用弁償及び旅費は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 会長報酬は、本人名義の金融機関口座への振り込みとし、その支給日は毎月21日とする。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときはその直前の日とす

る。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (昭和61年規程第4号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年規程第2号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規程第9号)

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年規程第4号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第6号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月21日規程7号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日規程3号)

この規程は、令和2年3月27日から施行する。